

生垣設置用の苗木交付制度のご案内

藤沢市では、みどりを増やし、環境・防災・景観等の向上を図るために生垣の設置を推奨しています。今制度では、そのような生垣設置にご協力いただける方を応援するため、年に3回受付を行った上で、苗木を無償でお渡しするものです。

(本案内は、令和4年1月1日施行の「藤沢市生垣設置苗木交付要綱」に基づきます)

「生垣設置苗木交付制度」(以下では「本制度」といいます)は、
市内に在住し、かつ、市税を完納している方が、
次の条件にすべて該当する生垣を設置する場合にご利用いただけます。

(1)【設置目的】新設

→ 既に生垣が存在していてそれを作り替える場合や、生垣の一部を補植する場合などには本制度を利用することができません。

※生垣新設の現場を確定させるため、植栽範囲が明確であることが前提となります。特に新築や建替に伴う場合は、外構工事が完了していることが必要です。

(2)【対象(敷地)】自己住居用の専用住居で、交付時点で交付を受ける者が居住する建物の敷地

→ マンションその他の賃貸住宅、業務兼住宅などの場合には、土地所有者の承諾の有無にかかわらず、本制度を利用することができません。

また、交付時点までに居住できない場合には、次回申請していただくことになります。

(3)【設置個所(道路との関係)】次のいずれかに当てはまり、道路の中心から2メートル以上離れた箇所

- ① 道路(いわゆる公道として認定されているもの)に面している
- ② 道路に面する駐車場(道路と同じ程度の高さに限ります)の周囲
- ③ 道路から道路に通じる私道(いわゆる公道として認定されていない道路)に面している

※該当道路が自転車歩行者専用道または歩行者専用道である場合は、その中心から2メートル以上離れていなくてもよいものとします。

→ 隣地と境界に設置する生垣は、本制度の趣旨から交付の対象にはなりません。(②の場合も含む)

(4)【設置個所(延長)】3メートル以上連続して植栽できる箇所

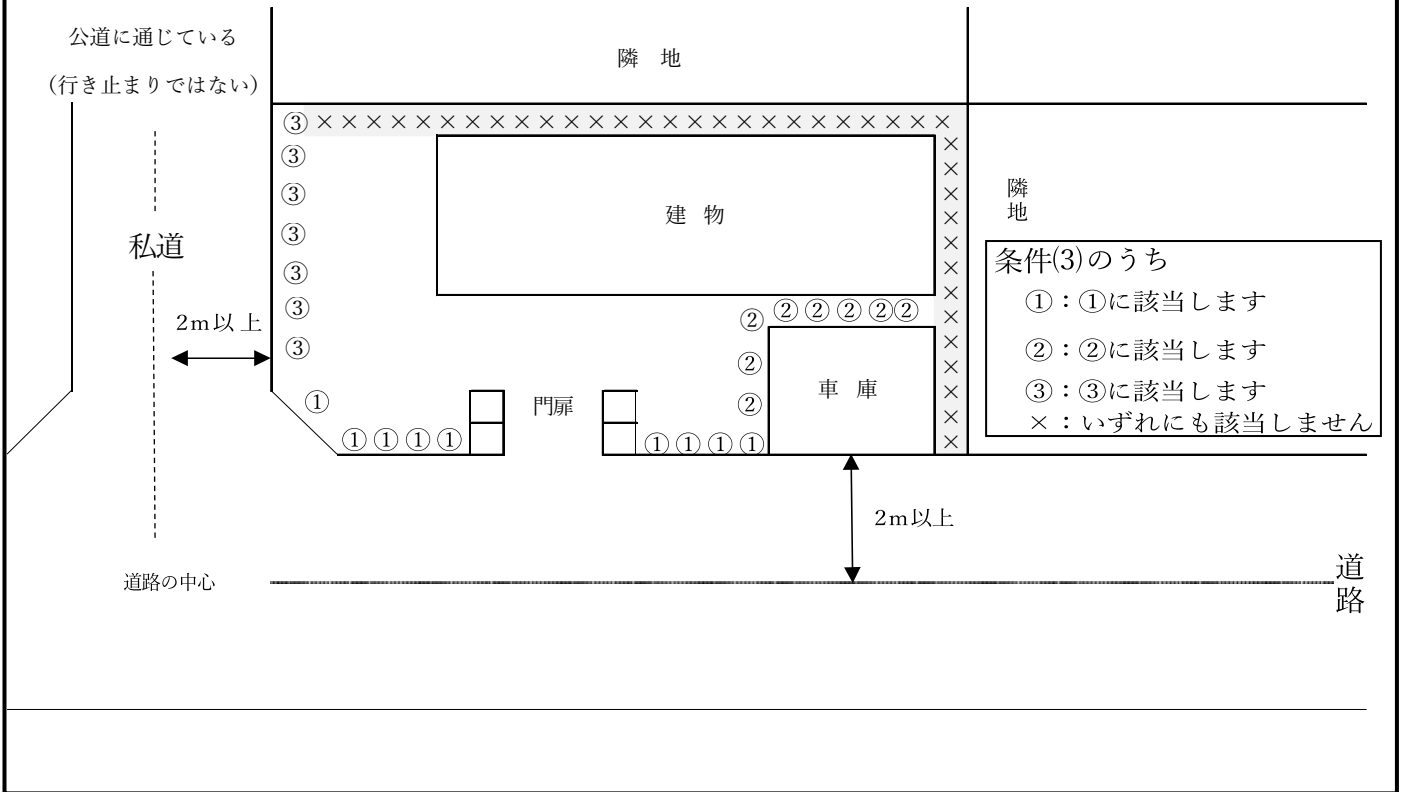
→ 連続か否かについては、道路からの外観により判断いたします。そのため、門扉などを間に挟む場合のほか、一部が塀の裏に隠れてしまうような場合も連続していないものとして扱わせていただきます。

(5)【設置個所(視認性)】道路又は私道から歩行者」が眺望できる箇所で、かつ、視認を遮る工作物等と併用したものではない

→ 通行人が意識せずとも目に入るような箇所に設置できすことが必要となります。そのため、次の例のような場所には、本制度を利用することができません。

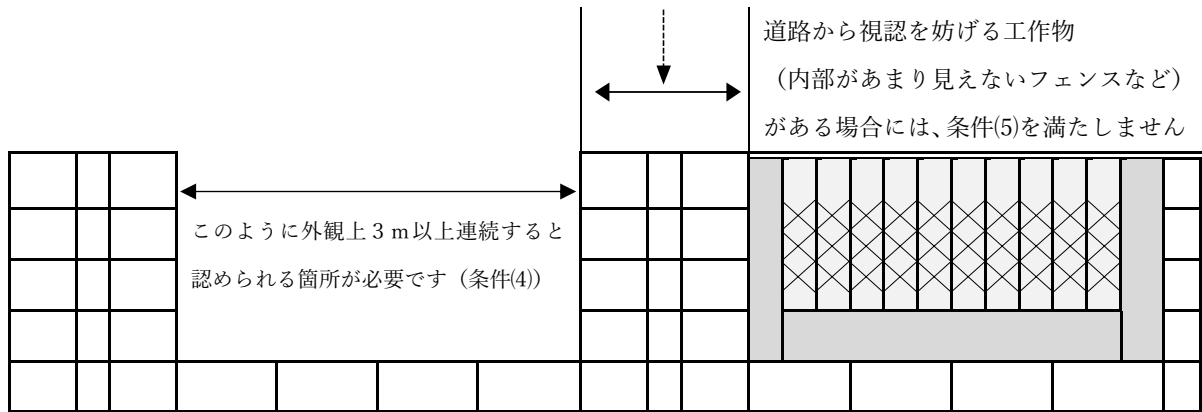
例：目線を上げないと視界に入らないような箇所への設置(成人の目線の高さが目安となります)
道路から中があまり見通せないフェンスなどの裏側 など

条件(3)について (本図は一例であり、現場の状況によって条件該当性の判断が異なる場合があります)

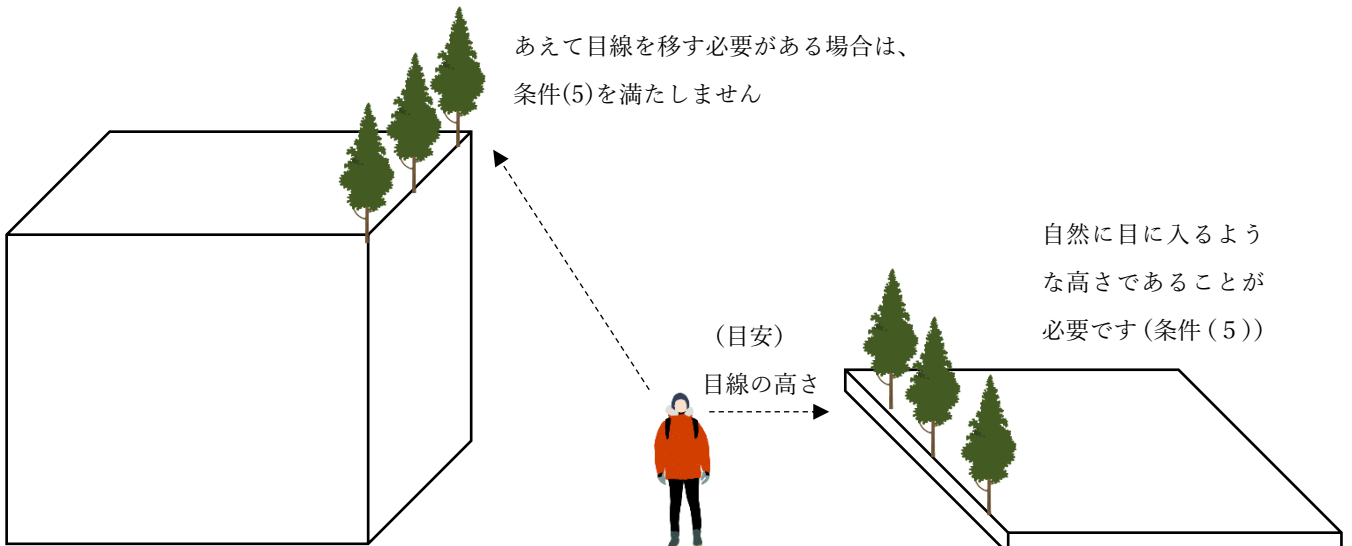


条件(4)(5)について (本図は一例であり、現場では状況によって条件該当性の判断が異なる場合があります)

この部分の裏まで連続して生垣を設置する場合であつても延長を含めることができません



あえて目線を移す必要がある場合は、条件(5)を満たしません



(6) 【他の制度】 公共工事等の移転補償の対象になっておらず、かつ、国・地方公共団体などによる他の助成または補助の対象となっていない

(7) 【保存期間】 5年以上保存できる

→ 保存期間内に生垣を設置した土地を譲渡する場合には、必ず生垣も承継してください。
なお、市長が必要と認めた場合、交付後に生垣の管理状況等を調査することがあります。

(8) 【交付回数】 原則1回（過去に本制度により苗木の交付を受けていないこと）

※ただし、2019年3月31日以前に交付を受けた方で、今回改めて前期(3)②の場所（駐車場周辺）に生垣を設置する場合は、本制度を利用することが出来ます。

以上の条件を満たす方は、次の内容を受けることができます

(1) 【交付数量】 植栽延長1メートルにつき3本

→ ・延長は0.1m単位（小数2位以下四捨五入）で計測します。
・計測された延長に3を乗じた数（小数点以下切捨）を交付数量とします。
例：3.3mの場合 $3.3 \times 3 = 9.9$ → 交付数9本
3.4mの場合 $3.4 \times 3 = 10.2$ → 交付数10本
・交付数量は、計60本（延長20m分）を上限とさせていただきます。

(2) 【交付樹種】 本市の気候風土に適し、生垣に相応しい樹木

→ 具体的には、次の樹種のうちいずれか1種類をお選びいただきます
（樹種は状況により変更となる場合があります）

ベニバナトキワマンサク	ヒイラギモクセイ	ウバメガシ	キンメツゲ
イヌツゲ	ドウダンツツジ	サザンカ	

※ 各樹種の特性や生垣の管理方法など、ご不明な点につきましては、長久保公園みどりの相談コーナーにご相談ください。

本制度を利用される場合は、手続きの流れは次のとおりとなります。
(場合により内容が変更となる場合がありますので、
広報ふじさわや長久保公園ホームページをご確認ください。)
また、手続きの詳細につきましては、申請受付の際に改めて説明させていただきます。

申請受付

受付は、毎年5月、9月、1月頃の年3回行う予定です。具体的な受付期間につきましては、時期が近づいてきましたら「広報ふじさわ」や長久保公園ホームページなどで周知します。

また、申請に際しては、事前確認のため次のとおりのご協力をお願いします。

- ・生垣の設置する箇所に位置、延長や幅を事前に計測してください。(正確な測定はのちの現地調査で行いますので大体で構いません) 可能であればスマートフォンなどで現地の写真を撮影しておいていただくとよりスムーズに受付ができます。
- ・所定の書式により申請書を作成していただきます。なお、申請書に記入していただく住所、氏名、電話番号につきましては、生垣設置用苗木交付制度においてのみ利用し、他の目的には使用いたしません。

現地調査

申請書に基づき、交付条件を満たしているかどうか、現地にて確認を行います。

この時、申請内容や受付方法の変更等の事情により、申請者の立会いを求める場合があります。その場合は日程調整にご協力ください。

現地調査終了後、調査の内容等を踏まえて藤沢市にて交付(不交付)決定の審査が行われます。

なお、交付が決定された場合でも、現地の状況により指示事項(条件)が付されることがあります。

交 付

交付期間は、6月下旬(5月受付分)、10月下旬(9月受付分)、3月下旬(1月受付分)を予定しています。

また、交付場所は、長久保公園となります。代理の方による受領も可能です(ただし本人の受領印が必要)。

交 付 後

生垣を設置した後、速やかに所定の書式にて完了届を作成し、ご提出いただきます。

なお、申請内容と異なる植栽が行われた場合などには、交付決定の全部または一部が取り消され、苗木を返還していただく場合があります。

ご不明な点がありましたら、長久保公園までお問い合わせください。

藤沢市長久保公園

指定管理者：横浜植木株式会社

電話：0466-34-8422